

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月2日
【会社名】	株式会社四国銀行
【英訳名】	The Shikoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 野村直史
【本店の所在の場所】	高知市南はりまや町一丁目1番1号
【電話番号】	高知(088)823局2111番
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 小林達司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田1丁目14番4号 株式会社四国銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3291局7481番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 二宮康高
【縦覧に供する場所】	株式会社四国銀行徳島営業部 (徳島市八百屋町3丁目10番地2) 株式会社四国銀行松山支店 (松山市三番町3丁目9番地4) 株式会社四国銀行東京支店 (東京都千代田区内神田1丁目13番7号) 株式会社四国銀行高松支店 (高松市丸亀町8番地23) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【提出理由】

平成26年6月27日開催の当行第200期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円 総額 647,827,365円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、野村直史、高瀬久志、高橋重一、山元文明、原浩一郎および大田良継の6氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案	168,856	1,661	0	(注)	可決 89.5
第2号議案					
野村 直史	161,994	8,530	0		可決 85.8
高瀬 久志	169,717	807	0		可決 89.9
高橋 重一	169,717	807	0	(注)	可決 89.9
山元 文明	169,705	819	0		可決 89.9
原 浩一郎	169,364	1,160	0		可決 89.7
大田 良継	169,378	1,146	0		可決 89.8

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。